

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）」（以下河川整備計画（原案））

についての陳述意見

[redacted] (千葉県柏市)

1 事前に提出した応募用紙に記載した論点は河川整備計画（原案）にそったものですが、その後2回の有識者会議（第8回、第9回）が開催され重要な議論が交わされています。その内容は整備計画（原案）の部分を構成するものであると認識して陳述をいたします。

2 今回の河川整備計画策定の前段をなす2006年から2008年のステージでは利根川水系全体を視野に入れた河川整備計画の策定が予定されていたはずでした。すなわち利根川・江戸川水系、鬼怒川・小貝川水系、霞ヶ浦、渡良瀬川、中川・綾瀬川のブロックに分けて議論を進めるはずですが、今回は利根川・江戸川水系に限定した河川整備計画が提示されました。利根川水系全体を視野に入れた河川整備計画策定作業についての見通しを明らかにしてください。

3 河川整備計画（原案）の策定経過と有識者会議の運営について

今回の河川整備計画（原案）の策定のために旧開4回の会議（最後は2008年5月）が開催されています。2009年の政権交代に伴う八ツ場ダム建設にかかわる一連の経緯についてはここで繰り返す余裕はありませんが、河川整備計画の策定を促す（野田内閣の）内閣官房長官の裁定が契機になったことは記憶に新しいところです。有識者会議を2012年9月25日に再開、爾来3回が開会されましたが衆議院解散・総選挙の情勢が明らかになると有識者会議の開会は続けて延期となり、再度の政権交代後の2013年の2月急遽河川整備計画（原案）なる文書が提示されて今回の意見公述の対象とされました。国土交通大臣は早々と（先の裁定に縛られることなく）本体工事着手を言明しています。

再開後3回の会合は治水対策に係る目標流量の設定、すなわち八ツ場ダムの位置付が主たる論点となりましたが、提起された疑問はタナ晒しの状態で一方的に打切りのまま、今回のパブリックコメントおよび公聴会の開催のアナウンスメントとなりました。直近の第8回（2月14日）第9回（2月21日）有識者会議では改めて以下で触れるダム問題に直接かかわる洪水目標流量の数値設定の方法論について、是とする委員と疑義を提起する委員の間で論議がありました。その論争を聞くものにとっては、その是非についての疑問を禁じえないものでした。同時にこの間の有識者会議の運営において示された関東地方整備局の事務局としての運営の手法と姿勢は、“再度の政権交代を背景とした強権的な行政手法ではないか”と批判せざるを得ないものでした。合意形成の重要な段階の一つとして設定されている有識者会議に参加した有識者委員および関心を寄せた傍聴者を含む市民の信頼を損なうものでありました。

4 河川整備計画（原案）における八ツ場ダムの位置づけについて

ダム建設についての根拠とし河川整備の目標を年超過確率1/70~1/80とし、その水準に相当する治水の目標流量を基準地点八斗島において17,000 m³/秒としています。この数値の妥当性については利根川水系の治水関係資料にもとづく疑義、また導出にあたって学術的手法の妥当性についてもなお論争の余地があると考えざるを得ません。もしこの数値をより低水準に設定できれば、治水上ダムは不要となることも考えられます。

●河川整備計画（原案）の補足説明資料（第9回会議）p2に提示されている「洪水調節施設（八斗島地点上流）」なる表で、もし治水の目標流量を14,000 m³/秒と設定すれば、（吾妻川、烏川・神流川および奥利根の）既設ダムの調節容量で十分カバーすることが可能であり、八ツ場ダムの必要性を主張する根拠は失われるはずで、15,000 m³/秒の設定でも昭和24年のケースを除いて対応が可能です。

●複雑で多数の変動要因のある自然の現象を数値的なモデルで近似した論争では、モデル自体の妥当性やその結果の評価をめぐる意見の相違はあり得ることです。（これらのモデルにより算定される目的事象の数値の振れ幅の範囲はどの程度のものでしょうか？）

因みに国土交通省が主張の柱としている日本学術会議による河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価報告（2011年9月）における付帯意見において、“既往最大洪水流量の推定値、およびそれに近い値となる200年

超過確率洪水流量の推定値と、実際に流れたとされる流量の推定値に大きな差があることを改めて確認したことを受けて、これらの推定値を現実の河川計画、管理の上でどのように用いるか、慎重な検討を要請する”とあります。

●議論を尽くした結果は受け入れなければなりません、その過程について公正な手続きを欠くことは許されません。有識者会議における委員からの問題提起を十分受け止めることなく議論を打ち切り、河川整備計画に盛り込もうとするのであれば、それは有識者会議の存在を国交省自らないがしろにするものではありませんか～？ 有識者会議は政策決定機関ではなく、意見を聞く場であるという認識であれば、なお一層十分な議論が求められていると思います。ダム の位置づけについて再検討を求めます。

5 河川整備計画における堤防、河道、調整池等の位置づけについて

利根川および江戸川における堤防の整備を必要とすると国土交通省が認識している箇所の総延長距離は左岸・右岸を含めて 210 km（整備計画資料からの公述人自身による集計）に及んでいます。河川整備の喫緊の要請として明確な課題である堤防整備などに優先して取り組んでいただきたいと考えます。

6 河川整備のロードマップの概要を示してください

提示されている整備計画において整備の対象区間および対象期間（概ね 30 年）は示されました（第 3 章）。特に洪水、高潮等による災害発生の防止または軽減のための洪水流下対策（堤防整備、河道掘削、江戸川分派、洪水調節容量確保）、浸透・浸食対策、高潮対策、超過洪水対策、地震・津波遡上対策、そして江戸川の内水対策、危機管理対策が掲示されています。事業費予測として概算 8,600 億円（関東地整）との説明がありました。その配分内訳と施策の優先度も示してください。

7 公共事業としての八ツ場ダム計画

●八ツ場ダムの歴史は長い、長すぎたと言うべきです。ダム建設地点の人たちに苦難の道を強いてきた歴史です。（1947 年）カスリーン台風がもたらした利根川流域の洪水被害を契機として、洪水調節を行うダムを利根川上流に建設する計画がつけられ、その一つとして（1952 年）八ツ場ダムが構想されました。一旦立ち消えになったダム構想が 1960 年代の高度成長期の首都圏の生活用水および工業用水の供給をまかなうため、（1965 年）治水と利水用多目的ダム構想として再登場しました。爾来半世紀、その間、ふるさとの喪失に反対する人たちの運動は、国策を楯にした国と県の力の前に終息し、（1985 年）ダム建設を柱とする地元再建プランが策定されました。しかしその後のダム建設の計画と地域の再構築のプランは順調に進捗してきたのでしょうか？

●基本計画は 3 回にわたって変更され、工期は当初予定の 2000 年度から、2010 年度、さらに 2015 年度までに、建設費推計は 2,110 億円から 4,600 億円へと変更されました。

地域を支える人が流出し、地域社会が再構築できるかどうか疑問視される状況が進んでいます。

加えてダム完成後の貯水池周辺の地すべりの危険性もつとに指摘されています。

基本計画の再度の変更もやむなしと想定される事態になっています。

●今回策定しようとしている河川整備計画（原案）に盛り込まれたダム計画は、上に触れたような半世紀以上におよぶ事実上の経緯があります。そのダム計画がはらむ重さが、今回の河川整備計画の策定に抜き差しならぬ桎梏となっているのではないかと考えざるを得ません。初めにダムありき、よってそのダム計画を正当化しない河川整備計画はあり得ないということではないのかと～？

ダム建設計画が河川整備計画をゆがめたものにするようなことがあってはならないはずです。

●今回、ダム問題を考える機会をもち、こころの底で覚える痛みがあります。それは国交省の計画を受け入れてダムの完成を待っている地元の人たちのことです。そのことをもって私たちの主張を取り下げることにはできない、致しませんが、このような地域に苦難を強いる公共事業は二度と繰り返してならないことを訴えて陳述を終わります。